

JARL 24 年度総会 準備書面

日本アマチュア無線連盟 稲毛章会長殿

格議案 および報告事項に付き下記質問を致します。

(1) 4 号議題 名誉会員について

なぜ今年度なのでしょう。退任後の次年度ではいけないのですか 説明をお願い致します。

(2) 23 年度事業報告

1 財政問題検討ワーキンググループの 23 年度活動報告をお願いします。

会員各局の最大関心案件ですので是非お願い致します。

2 5 項 アマチュア無線活動の推進 周知 啓発

その 2

D-STAR 関連でさらなる通信方式やネットワークなど新しい方式導入

発展普及と計画とありますが

実施が利用動向の改善点情報収集にいちじるしく縮小されたのですか。

どうしてですか説明下さい。

収集の報告内容をもう少し詳しく説明をお願いいたします。

(情報の入手先 内容 回数 情報の分析結果 etc)

7 項 電波環境のクリーン化

(2) 進入電波について関係機関に報告してその対応を要請する

総務省に要請したとあるが モニターはどういう方法でいつごろどのような方法で総務省のどちらの部局へ要請したか、もう少し詳しく報告説明下さい。

10m 最近では 6m でも南シナ海の漁船の混信で通信を著しく妨害を受けている。

総会で何度も要望されている項目です。

(3) 24 年度事業計画

2 項 無線活動の推進と電波環境のクリーン化

D-STAR 関連 および進入電波の項目が 24 年度の計画に無いのですが理由を説明下さい。

以上 宜しくお願い致します。

6 月 5 日 JA1RTS 日下照朗



平成24年6月12日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 JA5MG 稲毛 章 様

JARL 奈良県支部長 (社員)
JH3KCW 吉川 寛



第1回定時社員総会の質問について (準備書面)

社員総会議事運営規定第14条に基づき、第1回定時社員総会の質問について準備書面を送付いたしますので、お取り計らいを宜しくお願いいたします。

質問議案：第2号議案 役員選任の件

質問相手：役員候補者全員

質問内容：

支部廃止論の役員候補者もおられると思いますので、役員選任にあたって候補者全員個々に、その意向を「支部存続」もしくは「支部廃止」の2択で回答を伺いたい。

もちろん、今後の理事会で決定された事項には、個人的な意見の相違があるのは当然ですが、全役員一致の方向で取り組んでいただきたい。

質問の理由：

正員から選出された候補者を、社員が否定することは基本的に好ましくないと考えています。しかし、社員としての資力は、正員から選出された候補者の役員としての適格性を2重に審査して選任することだと理解しています。

役員選任にあたり、私たち社員は、理事候補者の公式な判断材料は選挙公報のみで、さらに無投票当選候補者の場合は、それすらありませんので、形式的に賛成をするしかありません。

当日、候補者の経歴等が配布されるようで、記載を拒否されている候補者もおられるとのことですが、それなりに役員選任の参考資料になります。それより重要な判断基準として、役員としてJARL経営に取り組む基本的な姿勢や方針等のお考えを伺うことにより、適切な判断をすることが可能になります。

事前に配慮いただきたいこと：

総会当日の議事運営の権限は議長にあります。事前に配慮・調整を頂きたいことは、議場内オブザーバー席のご準備をお願いしたい。

総会は現役員と社員のみで行われ、社員総会議事運営規定第16条に基づき、傍聴席からは一切発言できません。

現役員でない役員候補者は傍聴席になりますので、第2号議案の審議中は、傍聴席から議場内のオブザーバー席に移動して頂き、議長からの発言指示を受けて質問へのご回答を頂きたい。

また、例えば、今回配布される経歴等で、特定の候補者に学歴詐称などがあると社員から指摘があった場合、それにより否決に至る可能性も想定できます。候補者本人に弁明をする機会を与えなければ不公平で、重大な誤った結果を招くことがあり得ることを危惧します。

他の社員からも、財政問題、会費前納会員の取扱、JNの電子化、QSL転送、ARDFの存続等々の様々な質問が出されることが想定できます。JARL事務局で事前に、上記のような今後のJARL運営に関わる事項の個別候補者の初心の集約を行い、経歴等の配布と併せて配布を頂ければありがたいです。その場合は、時間短縮のため質問を取り消しますので、オブザーバー席の準備も不要です。

以上、よろしくお願いします。



社 員 総 会 準 備 書 面 (改正一)

平成 24 年 6 月 16 日

社員 JM1EJH 竹内 修

社員総会議事運営規定 第 14 条により下記質問及び意見を会長あてに提出する。

第 1 号議題 平成 23 年度 決算の件

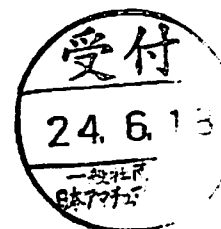
- 質問 1 正味財産合計 約 11 億 8211 万円に対し、前年度よりの減額が約 1 億 3288 万円であるが、今後もこの赤字が継続するのか ?
2. また 内閣府に提出の公益目的財産残額は約 11 億 9769 万円になっているが公益目的支出計画の実施期間は何年を見込み、公益目的財産残額が零となる予定の事業年度はいつか ?
3. 報告事項で平成 24 年度収支予算は平成 23 年度に比べ収入、支出共に大幅に低減しているが、財政問題検討ワーキンググループの検討結果を元に進めた支出低減策があればその 2~3 例を示してもらいたい、また支出を減らして事業推進に問題を生じないか ?

意見 本年は一般社団法人移行の 1 年目であり、事業推進に生じた問題点、その対策案を来年の定時社員総会で明確に示してもらいたい。
又経費節減に向けた取り組みとその結果も示してもらいたい。

第 2 号議題 役員選任の件

- 質問 1. 役員候補者の選任の判断としてなにをもって行うのか、判断基準があれば示してもらいたい、人格か、思想か、信条か、又は業務能力、学歴、等 ?
2. 役員候補者の経歴等は社員総会当日配布であるが、規則第 6 章 第 26 条による役員候補 4 名は本日以前の理事会での推薦者のため選挙による候補者と異なり本人の意向が分からないので、理事会での推薦理由、本人意向、また業務等に必要となる資格（公認会計士、技術士、弁護士、弁理士等）を明示してもらいたい ?

意見 本年は一般社団法人移行の 1 年目であり、社員は役員候補者の活動実績を知らないことから来年は役員の活動実績を示してもらいたい。



第3号議題 役員報酬額の件

質問 1. 専務理事（常勤）報酬限度1000万円の根拠は？

2. 参考にある法人、企業専務の報酬は官庁系(天下りの場合官庁の指導による)と企業のものであり、連盟と同等の個人会員等からの会費で成り立っている法人とは異なる、1000万円を設定するために1000万円以上を抽出しているのではないか？

ちなみに、私が顧問をしている業界の一般社団法人（業界売上約3000億円）の専務理事の報酬は800万円（63歳）、事務局長 700万円（60歳）であり、これは同等の2～3の法人もほぼ同額である、NPO等の調査も必要。

- 意見 1. 個人等の会費で成り立つ団体の場合専務理事の報酬は官庁関連団体、業界団体とは異なる基準で設定されるべきと考えるので他の同等団体を調査の上、会員が納得出来る上限報酬に再考願いたい、なお65歳以上はその60%以下が望ましいと考える。
2. 同様に事務局囑託規定 第5条 2 高年齢者の本給 70%以上は現在の製造業では常識外れ、60%以下が妥当、高齢者（多分65歳以上）は少なくとも年金をもらっており、年金併用賃金となるはず。現実民間では60歳以上は減額が普通。
3. また事務局職員旅費取り扱内規 第13条 支度料 はグローバル化の現在常識はずれ（1970年代の遺跡）特に役付者には支払っている企業は無いのではないか、どうしてもとしては役付者以外の職員に初回1回が限度と考える。なお、海外出張リスクを考慮し、渡航手続き費用、予防接種、並びに旅行保険の付与費用などは法人負担が常識。

以上

2012年総会準備書面

2012年6月12日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟 御中

呼出符号：7N3OEP

氏名：藤牧 忠親

フジマキ タダチカ

社員総会議事運営規程第14条の規定に基づき、下記の通り準備書面を提出します。

(1)平成23年度事業報告

第3項の「アマチュア無線制度の改善」に関して

質問1：平成23年12月28日から平成24年1月27日までの間、養成課程等の授業形態の拡大に関する見直し等に関して意見募集があり、株式会社キューシーキュー企画からは意見がありましたが、JARLやJARDからの意見がありませんでした。

また、平成24年2月25日から同年3月26日までの間の2回目の意見募集では、JARD、株式会社キューシーキュー企画及び財団法人日本無線協会からは意見の提出がありましたが、JARLからの意見がありませんでした。

JARLが2回とも意見を出さなかったのは何故でしょうか。また、JARLやJARDとしての賛否の立場をお聞かせください。 なお、賛否と、JARLやJARDがEラーニングを始めるかどうかは別の問題と考えます。

現在は直接の当事者ではないとは言っても、「JARDが設立される前にJARLが養成課程を担っていた歴史」を考えると、はがき1枚（メール1通）でも良いから賛否の意見を出すべきであったものと思われます。また、特例法人から一般法人への移行でパニックになっていて意見を出しそびれていたというのは無しでお願いします。

第7項の「電波環境のクリーン化」に関して

質問2：電波適正利用特別推進員についてどうお考えですか。

この制度設置の背景には「アマチュアバンド内の不法局・違法局が非常に多いため」ということが想像できます。

また、「アマチュア局内の不法局・違法局の申告数が多数である」という背景を考えると、積極的に80条報告を出している方がいらっしゃるのには確かです。80条報告の出し方などのアピールが功を奏している結果だと言えましょう。さらに推進するべく、自分自身が他のアマチュア局から違法局・不法局と間違われまい、コールサイン送出のみならず、「良き社会人」たる言葉遣いなどアマチュア無線の慣習と電波法令にしたがった運用と適切な80条報告を心がけ、総合通信局職員および電波適正利用特別推進員が活動しやすい情報提供をすることを更にアピールして頂きたいと考えますがいかがでしょうか。

(3)平成24年度事業計画

第2項の「アマチュア無線活動の推進と電波環境のクリーン化」に関して

質問3：東京都目黒区の公式サイトに、アマチュア無線局がトラブルの原因と解釈される文言が掲載されました。これに関して、

1：高尾理事のサイト＝JG1KTCの日記＝を確認→会長名で「アマチュア無線」の文言の削除要請を行ったとのことですが、JARLはその他の対応をしましたか。

目黒区役所の <http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/torikumi/sumai/antenna/index.html> を確認しましたが、6月11日時点で上記ページには何ら変更ありませんでした（別紙参照）。再度の申し入れなどの予定はありますか。

2：「アマチュア無線＝トラブルメーカー」とも解釈できる文言ですが、これについてはどうお考えですか。



3: トラブル発生局のコールサイン、氏名、住所を把握していますか。把握している
すれば、JARL 会員ですか、非会員ですか。

意見・要望 1: 電波法第 52 条第 4 号の「非常通信」と、電波法施行規則第 3 条第 14 号に定める「非常通信業務」の混同が見られます。

下記の (A) 及び (B) を JARL から積極的にアピールしてください。

(A) (スクールコンタクトに参加する小中学生を除き) 「非常通信」であってもアマチュア局の無資格(資格外)操作が出来ないこと

(B) 「初めから非常通信を念頭にしてアマチュア局を開設する行為」が出来ないこと

理由:

(1) 「非常通信業務」を前提に無線局を開設・運用するには無線局の種別を「非常局」として免許申請をするか、無線局の目的に「非常通信業務」を入れて貰う必要があります。そのため、「初めから非常通信を念頭にしてアマチュア局を開設する行為」や「社団局の定款に『非常通信業務』を盛り込んでおく行為」は認められません。

アマチュア局の場合、無線局の目的は「アマチュア業務用」だけですので、災害などに際して「非常通信」を行うことは、あくまでも「目的外通信」として認められているだけです。

(2) 電波法第 52 条第 4 号の「非常通信」と、電波法施行規則第 3 条第 14 号に定める「非常通信業務」は別物です。すなわち、「非常通信」は臨時に(突発的に)行う「目的外通信」であり、一方、「非常通信業務」は「非常通信を本来の目的とする業務」です。

(3) 電波法第 39 条の 13 及びこれに基づく規定により、(スクールコンタクトに参加する小中学生を除き)アマチュア局の操作は 4 アマ以上の無線従事者か外国政府が発行する類似資格で別に告示するものを所持する個人でなければ出来ないことになっています。

(4) 電波法第 39 条第 1 項ただし書き(ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。)は、アマチュア局には適用されません。また、電波法施行規則第 33 条の 2 第 2 号では、「非常通信業務を行う場合」とあり、電波法施行規則第 34 条では、「その操作は、遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に限る」とあり、非常通信は含まれません。

意見・要望 2: 1 アマ・2 アマの資格取得の容易化のため、これらの資格の養成課程を実施できるように関係法令の改正を総務省に要望願います。

意見・要望 3: 固定局と移動局との免許の一本化を要望します。そのため、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準第 6 条の 2 第 2 項ただし書きの改正を総務省に要望願います。

現行: ただし、移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が五〇ワット以下のものであること。

改正案: ただし、アマチュア局が常置場所以外で運用する場合の空中線電力は五〇ワット以下に限ること。

意見・要望 4: 3.5 ~ 3.9MHz 帯の「細切れ」が解消されて帯域幅が拡大されるよう総務省に要望願います。

意見・要望 5: 現行の青少年割引に準じて、障害者割引を創設するよう要望します。

意見・要望 6: 今後の社員選挙については、JARL WEB で所信等を閲覧するのが適当と考えます。

平成24年6月13日

第1回社員総会 準備書面
日本アマチュア無線連盟会長
JA5MG 稲毛 章 殿

社員 JA6WFM 中村 博典
以下の議題に付きまして準備書面をもって質問いたします。

質問に関しては、例えば一般社団法人法、又は連盟の定款・規則のどの部分に該当するの
かを言葉でなく明確に文章で提示して御回答願います。
そのための準備書面でもあります。

第2号議題 「役員選任の件」

- ① 社員も含めた会員選挙で選ばれた理事候補者を役員に選任する決議に関して、連盟とし
ての決議の目的ならびにその根拠を提示の上、ご説明願います。
- ② 推薦理事について、何故候補者として会員選挙を行わずに、専務理事ならびに1名の理
事を推薦とする必要あるのか、その根拠を提示の上、ご説明願います。
- ③ 仮に何れかの候補者の選任が否決された場合の繰り上げ又は補充について、その根拠を
提示の上、具体的にその手続きをご説明願います。
- ④ 役員選任の議決に関して、一括で議決でも良いかを先ず社員に図ることで半数以上の反
対が無ければ、一括で議決とすることが可能であるかご説明願います。この議題の後に
も多くの質問要望が予想されますので、出来るだけ多くの社員が発言出来るように推薦
理事を除き会員選挙で選ばれた理事候補者は一括で議決を要望とします。

以上



会長 稲毛 章 殿

信越社員 JA0DBQ 北原 勉

質問趣意書

私、信越社員 JA0DBQ 北原 勉 は来る 6 月 24 日開催の第一回定時社員総会において下記のごとく質問を予定しておりますので事前通告と共に速やかな質疑応答が行なえるべき回答のご準備を要望します。

1. 第 1 号議題 平成 23 年決算の件

- *JARL 職員の数。 18名 プライベート 4名
- *前記職員の諸給与の合計と職員数で割った一人あたりの単純平均額 12528万円
- *賞与引当金と支給される人間の数。 18名 1646万円 平均 569万円

2. 第 2 号議題 役員選任の件

- *昨年の臨時社員選挙において選挙違反行為があったと伝わっているが具体的な内容と裁定と公表方法
- *その違反行為には理事が関わった事実が有るか？

3. 第 3 号議題 役員報酬の件

- *[参考] 他の役職者の平均年収 が掲載されておるが何故此のモデルを参考例に選択したのか？ また掲載モデルの調査年度は？

4. 第 4 号議題 名誉会員の推挙の件

- *名誉会員の推挙の基準とは？

5 その他要望事項

- * 社員総会の日程について
何故、ホテルにて開催したのか？ 経費節減で公共施設で開催できないのか？
- * 開始時刻が午後からだが午前に来れないのか？



一般社団法人
日本アマチュア無線連盟
稲毛会長殿

発行日: 2012/6/12
発行整理No: SQ1206-01

第1回定時社員総会、質問状

社員氏名: 岡田 哲夫
呼出符号: JA2HVO



質問対象議題:
第1号議題

質問主題:
JARLビーコンの運営保守実態について。

- 質問内容:
- 1) 国内のビーコンはJARL運営のビーコンと個人や団体の運営のビーコンと多数あるが、JARL運営ビーコンはHF帯の国際ビーコンも含め、現在全国に4箇所あるが、どのような位置づけで運用しているか。
 - 2) JARLビーコンの運用・保守経費は、貸借対照表のどの項目に該当しその金額はいくらとなっているのか。
 - 3) 保守は具体的に誰(団体又は請負業者)が行っており、具体的保守方法および保守契約はどのような様になっているのか。一方、事務局はどのような様に関わり・分担を決めているのか。
 - 4) JA2IGYの50MHz/1.2GHz/2.4GHzは雷により停止しているが今後の復旧予定は。

以上



平成24年 6月 12日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
理 事 会 長 稲 毛 章 殿

JH1LWP
島 田 守 康



第1回定時社員総会時の質問について

標記につきまして、下記2件の質問事項を事前に書面を以って行いますので、総会当日ご回答下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 地方本部予算配分の是正について

現在地方本部予算配分は本部及び支部数定額と、プラス会員数で配分されておりますが、地方本部により格差が多すぎます。

具体例では、平成24年度地方本部費予算(案)で、本年5月時点での社団・家族・準員を含んだ会員数(別紙添付資料参照)で計算すると、当関東地方本部は会員1人当たり、178円となり、比率を1として、1番多い本部は1人当たり657円で3.70倍、2番目は598円で3.37倍、3番目は522円で2.94倍となっており格差が多すぎます。

確かに組織を構えれば固定費は必要で理解は出来ますが、あまりにも格差が多いと私は思います。

平成24年度配分は既に決定しており、細かなことをグズグズ申しても時間の無駄で今年度は致し方ありませんが、平成25年度地方本部予算配分を、最高2.5倍程度、全会員1人当たりの格差を上限150%程度に是正を、今後の理事会にて検討願います。

又会員数の少ない地方本部についての廃統合も、地方本部が減ることにより予算縮小が可能で、時間が掛かるかも知れませんが、併せて理事会で検討して頂きたいと存じます。

尚、本日この総会での確たる回答は困難かと思いますが、新生JARLとなつての新理事皆様方の常識なる検討をお願い致すところであります。

2. JARL事務所の休日(土・日曜日)の営業について

現在JARL事務所の営業日はカレンダー通りの営業で、土・日曜日及び祭日は休業のなっておりますが、最近各地の市町村役場では一部の窓口業務を、土・日曜日、そして夜間を開庁して住民サービスに努めております。

当JARLとしても月1回一部の窓口を、例えば第一の土・日曜日営業して会員サービスに努めるべきではないでしょうか。前向きに検討しての回答宜しくお願い致します。



以上

平成24年度地方本部予算額(案)と会員1名当りの金額比較票

1.平成24年度比較一覧表

地方本部名	関 東	東 海	関 西	中 国	四 国	九 州	東 北	北海道	北 陸	信 越	計
平成24年度予算額(案)	4,410,000	2,100,000	2,340,000	1,730,000	1,390,000	2,120,000	1,950,000	1,950,000	1,250,000	1,300,000	20,540,000
平成24年5月会員数	24,834	8,855	8,938	4,539	2,324	5,355	5,551	3,734	1,903	3,351	69,384
会員1人当たりの金額	178	237	262	381	598	396	351	522	657	388	296
関東を1としての比較	1.00	1.34	1.47	2.15	3.37	2.23	1.98	2.94	3.70	2.18	1.67
全会員との比率%	60.0%	80.1%	88.4%	128.7%	202.0%	133.7%	118.7%	176.4%	221.9%	131.0%	100.0%

2. 平成22年度比較一覧表(参考)

地方本部名	関 東	東 海	関 西	中 国	四 国	九 州	東 北	北海道	北 陸	信 越	計
平成22年度予算額	4,730,000	2,270,000	2,540,000	1,930,000	1,540,000	2,420,000	2,180,000	2,230,000	1,380,000	1,400,000	22,620,000
平成22年3月会員数	25,728	9,172	9,099	4,833	2,388	5,693	5,973	4,010	2,031	3,563	72,490
会員1人当たりの金額	184	247	279	399	645	425	365	556	679	393	312
関東を1としての比較	1.00	1.35	1.52	2.17	3.51	2.31	1.99	3.02	3.70	19.38	1.70
全会員との比率%	58.9%	79.3%	89.5%	128.0%	206.7%	136.2%	117.0%	178.2%	217.7%	125.9%	100.0%

2012 年 6 月 24 日開催予定の第 1 回定時社員総会の質問事項

平成 24 年 6 月 15 日

JA2GXU 土屋 正道

議題について

1 号議題

- 1) 平成 23 年度の決算はいくらの赤字になるのか? 84900万円 取り崩し
- 2) 積立金からの取り崩し金は赤字と考えるが、会長は取り崩しをどうとらえているのか?
- 3) 赤字運営となる原因は何か、又、赤字解消の方策を考えているのか?
- 4) 専務理事は平成 26 年度に収支バランスの均衡を図ると、第 118 回評議員会及び平成 23 年の池田総会の 2 回も述べているが、見通しはどうか?

2 号議題

- 1) 理事の選任に際し、議長が社員に対し状況を説明し、問題となる事由は無いので一括承認としたいがよろしいかと問いかけ、社員から異議なしということで済ませられませんか?
- 2) 又は、認否にあたっては、以下の 3 グループに分けて行うべきです。
 - ①選挙で当選した候補者→民意を受けている。
 - ②無投票で当選した候補者→選挙公報もなく民意を受けていない。
 - ③理事会推薦の候補者→選挙もなく民意を受けていない。
- 3) 理事候補者、監事候補者の経歴等詳細一覧表は、推薦役員以外は選挙管理会長が審査しており不要と考える。選挙では不要な学歴、経歴を記載させ、公表する理由は何か? 法律による必須事項か?

3 号議題

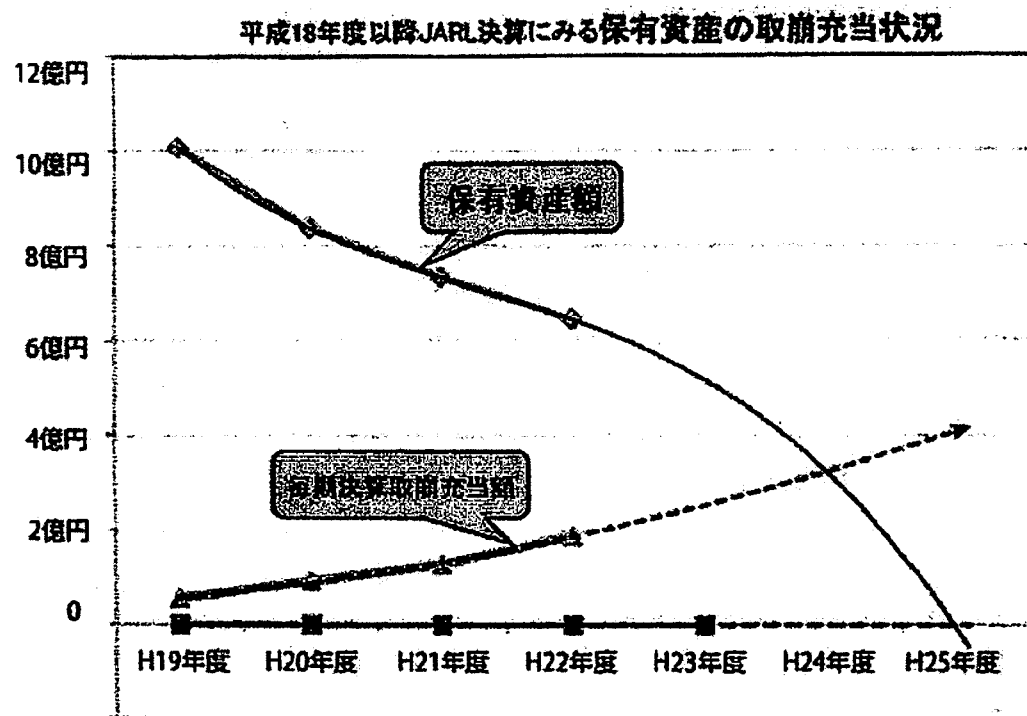
- 1) 参考例として、他団体の報酬額を明記しているが、何をもって比較例としたのか? 過去 5 年間の報酬額はいくらか?
- 2) 限度 1000 万円として、財政状況を勘案し会長が決めるとなっているが、「財政状況を勘案」とは具体的にどのような状況を言うのか? 勘案とはどの位の報酬額の減額を想定しているのか? その目安を示されたい。

4 号議題

- 1) 社会通念上、退任してから名誉会員や名誉会長の称号を贈るものだが、本人が理事在任中に名誉会員として推挙する理由は何か? 何か切迫した理由でもあるのか?

添付: 1 号議題関連の J A R L 決算に見る保有資産の取崩充当状況シミュレーション例





以上

平成 24 年 6 月 13 日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 稲毛 章 殿

九州地方本部選出社員
JA6VQA 田上 昭雄



社員総会に際しての質問書

1. 9 頁 2 項の会館建設積立資産の前期末残高と 29 頁 2 項の会館建設積立資産の前期末残高に差があるのはなぜか。
2. 特定資産の減少額において、期の前半と後半で増減がある。たとえば会館建設積立資産では後半のほうが 1,700 万円少ない。資産の取り崩しは適当に行っている印象を受けるが、いかがなものか。
3. 112 頁 13 項目 (2) 財政問題検討ワーキンググループにおいて検討をこない、業務の合理化・効率化を積極的に進めたとあるが、このワーキンググループが出した提案は具体的にはどのようなものだったのか説明ください。
またその提言で行われた業務の合理化・効率化の具体例を知りたい。
4. 赤字体質からの脱却を平成 26 年度には実現すると 3 月の西日本ハムフェアの際の社員、支部長との懇談会で会長は話されましたが、具体的な工程表はできたのか、もし工程表ができたのであれば説明願いたい。
5. 平成 24 年度の収支予算は報告事項であるので、とやかく言える立場ではないかもしれませんが、出をかなり削減してはいるが、増収策はほとんど見当たりません。
相変わらず特定資産の取崩に頼っている。いつまでこの状態を続けるつもりなのでしょうか。

以上



平成24年6月15日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
事務局 殿

信越地方選出 社員
JAφBFA 川上 孝一

第一回社員総会 事前質問について

来る6月24日（日）に開催される一般社団法人 日本アマチュア無線連盟発足 第一回の社員総会に於ける議事につきましては当日総会に於いて質疑の時間が有るものと思慮されますが、第一回と言う事もあり、又予定されている時間から関連質疑が出ても十分な回答が得られる時間が持てないのでは無いかと危惧いたしております。

従いまして、以下（別紙）事前質問として取りまとめてみましたので、（恐らく提出されるであろう）多数の質疑の中からどれが採択頂けるかはお任せ致しますが、可能な限り回答説明（解説）を頂きたいをお願いを申し上げます。

尚、私こと単に零細通信設備工事会社の経営者で有る為、法人関連の法律、制令あるいは経理（会計処理）関係の知識には疎い為、質問事項の中に、一般常識的に考え社会通念上社員総会での議事質問にそぐわない部分が有りましたら、ご容赦下さいますようお願い致します。

質問内容（以下 4分類で 6項目）

1. 一般社団法人設立時の経緯等に関して

- － 1 定款の作成に当たっての質問

2. 平成23年度決算の件に関して

- － 1 収支計算書、決算書の内訳について
- － 2 収支計算書、決算書の内容について（4－1との関連）

3. 役員報酬の件について

- － 1 役員報酬限度額の取り決めに於ける参考資料について

4. 平成23年事業報告、平成24年度事業計画について

- － 1 青少年育成に関して
- － 2 非常災害時への態勢整備に関して

以下別紙



別紙

質問内容

1-1 定款の作成に当たっての質問

平成18年6月2日 法律第48号の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によれば 第二章 一般社団法人 第一節設立 第一款 定款の作成 第十条 1項及び2項に以下

「一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。」との記載があります。

記憶によれば昨年9月に「臨時社員選挙」があり、11月に正式に新一般社団法人が発足した訳ですが、この時に決定した我々130数名の社員が「設立時社員」と言う事になろうかと思われませんが、定款の作成時に、上記記載に有る様な定款作成に掛かる関与（署名、記名押印を含め）の部分ではっきりした記憶がありません。

（最終決定後の）定款を送って頂いていますが、この時あるいはその前に社員情報資料を提出した時に、定款承認の書類が有って署名押印していたのでしょうか？

又書類が有ったとしたら、全社員の署名押印（承認）が有ったのでしょうか？

（記憶があいまいで又提出書類のコピーを取っていなかったのでご迷惑をお掛けします。）

以上質問致します。

2-1 収支計算書、決算書（以下計算書等と言う）の内訳について

第一回定時社員総会（以下総会と言う）の第1号議題資料によれば（過去の収支計算書、決算書も同様ですが）「事業活動支出」の部には中分類として①会員事業費、②刊行物事業費③管理費の三項目に分かれています。

そのいずれにも給与、旅費交通費、福利厚生費など事務局職員に掛かる経費と思われる部分があります。

一方現在のJARL事務局組織は、総務部、会員部、業務部の3部制で有り部内にはそれぞれいくつかの担当課があります。

その職務内容から、計算書等の科目内容に当てはめると「①会員事業費」の科目内訳はその大部分は「会員部会員事業課」での費用で一部「業務部業務課と国際課」での出費内容であると考えられます。そして「②刊行物事業費」に関してはその内容からほぼ全ては「会員部広報課」での費用、そして「③管理費」はこれまたほぼ全て「総務部」での費用と考えられます。

と言う事は、計算書等での経常費用報告は実際の事務局組織毎にはなっておらず複数の部課の職務部分に幅輻している報告となっていると考えられます。

現在のJARL事務局は少ない職員で多岐に渡る職務を兼務していると言う話もお聞きします。

そうであるならば実際の組織構成とは異なる今の経常費用報告内容の諸給与、事務消耗品通信費、福利厚生費等々あらゆる科目での経費の振り分けが非常に難しく監査による精査も出来ないのでは無いかと素人目には感じます。

計算書等の内容は円単位まで記載されていますが、これは真に正しい内容とする事が果たして出来るのでしょうか？

当方は素人なので可否は不明ですが、実際の組織構成に則った経常費用の算出、計算書等の作成は無理なののでしょうか？

現在の計算書等の記載書式では非常に分かりにくいと思われます

以上質問致します。

2-2 収支計算書、決算書（以下計算書等と言う）の内容について（4-1項質問に関連）

昨年池田総会において「青少年育成、会費の助成」に関し質問、要望をさせていただきました。平成23年度及びここ数年間に於いて「18歳未満の青少年に対する会費助成」はどれ位の件数が有ったのでしょうか？（この部分は4-1での質問とします。） 269件

又その会計処理については半額助成と言う方法となると会費収入としては一般会員や家族会員と同様の金額となると思われますので実際の金銭の動きは無いにしても帳簿上は一旦入金処理を行い助成部分は出金としての処理になると思われるのですが如何でしょうか？

もしそうだとしたら、収入の部での会費収入の中に青少年の会費も含まれていると思われますが一方、この助成（出金）部分が計算書等の科目に該当する部分が見あたりません。どこの科目で支出処理を行っているのでしょうか？

又は特別な方法での会計処理を行っているのでしょうか？

いずれにしても早期に「会費の助成」では無く青少年会費としての金額を設定すれば会費収入の科目は増えますが会計処理は簡単になりすっきりとすると思うのですが如何でしょうか？

以上質問致します。

3-1 役員報酬限度額の取り決めに於ける参考資料について

第3号議案に「役員報酬の件」が有ります。

現在のJARL事務局局員のなかで役員とは常勤で有る専務理事のみでしょうか？

あるいは事務局長も役員となりますでしょうか？

いずれにしても、役員報酬はその役職、実際の職務内容にそって適切な金額は支給されて当然と考えられます。

しかしその金額に関しては、単純に資料に有る様な「他の機関の役職者の平均年収」を参考にして決める事は疑問です。

資料に有る1.は東京都本庁職員、3.と4.の法人とは一般株式会社などでは無く行政法人ではないかと思慮されます。いわゆる言葉は悪いが、監督官庁からの天下り役員が大部分を占めているのでは無いでしょうか？

JARLの役員の場合は、現在の財務状況から考えて監督官庁などからの天下り役員に対しての無駄な多額な報酬金額の支給は認められるものでは有りません。

資料の2.は一般中小企業の専務と有りますが、一般的には中小企業（株式会社など）の専務などは、（会社の規模にもよりますが）企業の経営に関しかなりハードな激務をこなしているケースが多く昨今の景気動向から考えて報酬対価として考えた場合厳しい企業が多いのが現実では無いでしょうか？

JARLの専務理事の職務としては、一般的には我々代表社員を含め一般会員は総会等での業務報告、質疑回答などでの活動を知る（顔を見る）程度で有り、日頃の職務内容の詳細に関しては皆目見当が付きません。

こういう現実からその報酬金額が適切かどうか（報酬対価）の判断は難しいものが有ります。一般的には年間240日前後（週休2日制と考えて）の実働日が有ると思われていますが総会、理事会などの会議以外の具体的な職務内容を公開して頂き、提示されている報酬金額が適正なのかどうかを判断させて頂きたく考えますし、職務内容が一般企業の専務などに匹敵する業務内容で有るならば、資料に示す金額程度でも適正と判断すべきと考えます。

以上質問致します。

4-1 青少年育成に関して

2-2の所でも触れましたが、昨年の池田総会で青少年育成及び会費助成に関し質問要望を述べさせて頂きました。

2-2項でも述べましたが、計算書等の報告内容で会費収入の部分では当然、一般会員も青少年会員も同額で一旦は収入処理していると思われますので、年間で青少年会員の入会、会員継続がどれくらい有ったのかが確認出来ません。

業務計画で青少年育成を掲げている（私自身は有る意味これが他のどの部分よりも最重要と考えます）ので有りますから、業務報告では年間どれ位の青少年会員の入会、継続が有ったかの報告が有ってしかるべくと思いますし、今の業務報告では青少年育成の成果が全く解りません。

そこでお聞きしますが平成23年度（出来たらここ数年間）に18歳未満の青少年の入会はどれ位有ったのでしょうか？

以上質問致します。

4-2 非常災害時への態勢整備に関して

この非常災害時へのJARLとしての態勢に関しても、昨年池田総会で意見を述べさせて頂きました。

昨年3.11大震災以降全国的に災害対応に関する関心が高まって来ているのは周知の事実です。各県、市町村で災害対応のマニュアル作りが進みその中で情報収集手段などの一助としてアマチュア無線の有用性を理解され、有効利用に前向きな公共機関が増えています。

一方JARLとしては、確かに昨年の3.11以降の対応には事務局職員を始め多くの皆様方の苦勞が有りました。

その時の経験を踏まえ、又昨今盛んに話題に上っている東京直下地震の発生、富士山の噴火更には発生が時間の問題とされる東海、東南海沖大地震などが有ります。

昨年の東北と違い、これらのいずれもが発生すれば首都東京は完全にマヒ状態になる事が充分予想される中で、総会資料の平成24年度業務計画の中での災害対応部分にはほんの数行の機器貸し出しと非常通信訓練の記述で終わっています。

更には、折角数年前に組織化した「全国非常通信ボランティア登録制度」も解体しました。資料によればその理由として、情報通信網の整備、災害通信ネットワークの整備が上げられています。これからすれば非常時の通信網確保は「もう公共機関が構築した通信網」に任せれば良いと言う結論の様に見えます。

この様なJARLとしての、考えは昨今の公共機関の考えとは逆行します。

業務部の「非常通信センター」は一体何を目指しているのでしょうか？

「災害通信ネットワーク」にはJARL（アマチュア無線家）は含まれていないのでしょうか。現在のJARL事務局の人員不足による業務の簡素化は理解出来ます。

有るならば、是非とも「災害時非常通信網検討委員会」などと言う委員会を設けて頂きJARLの非常通信センターの分署とも言うべき機能の分散組織化を進めて頂きたい。

災害は待ってくれません。

以上質問致します。

事前質問要旨

社員総会質問要旨.txt

(H24年6月15日)

JA4DND 松浦博美

1号議案について

なし

2号議案について (会長にお尋ねします)

(1) 推薦理事

26条但し書きの推薦理事は2名を超えない範囲で理事候補者とできる。

・なぜ推薦による理事が必要か？

・なぜ2名必要か？(この1年余り1名体制)

・推薦の理由は？

・社員総会後新理事による新しい体制が発足する。理事の構成も変わる。

会長は交代するかもしれない。会長は推薦した責任をもてるのか？

・新理事会で26条但し書きによる推薦理事を決めるのが民意の反映から当然
と思うがなぜこの方法を取らないのか？

3号議案について

(1) 役員報酬

・直近5年間の役員報酬の実績

・1000万(上限)とすることとなった経緯と妥当とする根拠

◇報告事項

(1) HF Band Plan について

・7メガのバンド拡大の伴ない23年度の事業計画でバンドプランを見直すと明記されていた
が

その進捗状況は？

・最近 デジタルモード(rtty, Pskなど)が全世界的に運用機会が増えてきた。

JAのバンドプラン逸脱が目に見える。JAのバンドプランが国際的な実態に対応できていな
い。

5月にやっと意見募集がされたが 周波数委員会の基本方針と今後の日程は？

・周波数委員会のメンバーにHFの状況に精通した委員を任命しているか？

・今年度 HFのバンドプラン逸脱に関しての監査指導実績はどのくらいあるか？

(2) 昨年の東日本大震災に関しハンディー機貸出の件

・242台貸し出し15台返却とあるが その他は現在どうなっているか？

(3) ARDFについて

44回岐阜総会で「ARDFの外部委託を進めるなど各種事業の在り方や運営方法を見直し経
費

の削減をはかります」と決議されている

・なぜ10年間も決議が履行されず現在に至っているのか？

(4) 財政改革について

・H26年度収支均衡目標の進捗状況と見通し

・H26年度収支均衡の具体的数値目標

< 収入、支出 の総額および特定資産取り崩し収支 >

(5) 財政WGについて



社員総会質問要旨.txt

・稲毛会長は就任後、WGに指示した内容は？＜WGの業務、日程(いつまでに何をせよと指示？)＞

その内容、結論についてWGから答申があったのか？ → 会長から説明頂きたい

・WGの最終報告がない。今後現在のWGはどうなるのか？

・終身会員問題、名古屋総会の否決から2年経過。結論は？

以上

shomu[JARL]

差出人: 中嶋@JA2GQT [redacted]
送信日時: 2012年6月15日 金曜日 16:58
宛先: shomu@jarl.or.jp
件名: 20120615JARL社員総会における準備書面の提出

JARL 庶務課 御中
社員のJA2GQT中嶋と申します。

法人移行から大変な議案書を作成していただきお世話になっています。先日より先に送付をいただきました議案書を拝見させていただき総会出席に向けて準備中です。

この中で、少し確認事項がありましたので総会準備書面として提出します。

Q. 議題の「第一号議案 平成23年度決算の件」がありますが一般社団法人化後の平成23年11月1日から平成24年3月31日までの資料についてはページ19より31までとなっています。

旧法人時代の平成23年度当初から平成23年10月31日までの決算報告においては「収支計算書」が12ページより15ページまでに添付され事業計画に対して勘定科目ごとに収支状況がはっきりと記載されJARLの財政事情と事務局の支出捻出に苦勞された経営努力が良くわかる内容となっています。私の手元の議案書における平成23年度決算の件(平成23年11月1日より平成24年3月31日まで)に「監査報告」まで実施されていますが「収支計算書」がありませんので当該年度における事業計画に対する計画額に対して支出額および増減が不明です。支出捻出について読み取りができません。ページも振られていますので落丁ではないと思われます。「収支計算書」を決算報告に追加添付されるよう要求いたします。

以上
20120615 JARL社員 JA2GQT@奨



JA5MG 稲毛 JARL 会長殿

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 第一回定時社員総会に寄せて

私は、関東地方本部で選出された社員の JA1PTK 高草木です。
社員総会に寄せて以下のことについて、質問いたします。ご回答を希望します。

質問 1 (今回の選挙について)

社員選挙、および理事の選挙において投票率が低いと思いますが会長のお考えを率直にお聞かせいただきたい。

また、理事選挙の投票率が若干ではありますが、社員選挙よりも投票率が高くなりましたが、その原因は広報の有無も一員ではないか。社員選挙において広報がなく一般会員は何を頼りに投票してよいか判断に困る状態であったと思うが今後、社員選挙においても広報を配布するお考えはあるか、投票率を高めるお考えがあるか聞きたい。

質問 2 (議題について)

平成 24 年度収支予算、および平成 24 年度事業計画は 8.報告事項とあるが、新年度の計画については議題にするべきであると思うが、単に報告とした理由は何か。

質問 3 (報告事項 平成 24 年度事業計画について)

5. 項に青少年への支援について計画されているが、従来の方針と余り変わらないのではないか。

平成 24 年 3 月 7 日現在の年齢層別会員構成の資料では、30 歳以下の正員はわずか 772 名 (局) であり、全体のわずか 1. 23 % に過ぎない。

これで未来の健全な JARL はあり得るのか。ありとあらゆる策を検討すべきではないか。

以上、総会に際し質問いたします。

平成 24 年 6 月 14 日
JARL 社員 JA1PTK 高草木 進



平成24年 6月16日

(社)日本アマチュア無線連盟
会長 稲毛 章 様

社員総会 質問等の準備書面

J A R L群馬県支部
支部長 J1HIC 山田克美

1、質問

規定類集 第1版（平成23年11月）の規定の作成と承認はどのようにされたのでしょうか。

作成メンバーと承認メンバーを教えてください。

2、質問

社員総会で理事の候補者が否決されたらどのようなになるのですか。

再度お金をかけて選挙をするのでしょうか。

1年間は空白とするのでしょうか。

多数否決されたらどのようにするのでしょうか。

3、意見

現在の規定では、理事の承認は、理事の候補者を選出する選挙で当選した人と推薦により理事の候補者になった人が、社員総会の決議により選任する。

になっていますが、

これを以下に改めてください。

理事は選挙によっての当選によって選任される。

推薦理事、推薦幹事は社員総会の決議によって選任される。

会員によって選ばれたものが、一部の社員によって結果が代わるようでは、本規定は会員目線で作られてなく、また民主主義の根幹を成しておらず、民主主義を否定するような規定であると思います。

以上

